

令和8年度

八ヶ峰家族旅行村

専用水道水質検査計画書

水質検査計画とは

おおい町染ヶ谷にある八ヶ峰家族旅行村はおおい町を代表する観光施設です。おおい町では、安全で快適な水道水の供給を行うために、水源から各施設の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

この水道検査をどのように行うかを、皆様に広く知っていただくために、検査する場所・項目・頻度などについて記したものが水質検査計画です。

安心して八ヶ峰家族旅行村の水道水を利用していただけるよう、次のとおり水質検査計画を作成しましたので公表します。

水質検査計画

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査の項目、検査地点、検査頻度
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査の方法
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. その他

1. 基本方針

施設利用者に安全で快適な水道水を供給するために水質検査を行うことを基本方針とし、以下の方法により水質検査を行います。

(1) 検査場所

末端給水栓、浄水場の入口・出口及び水源とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目、水質管理上検査することが望ましい判断した水質管理目標設定項目、その他の項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果に基づき定めます。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

八ヶ峰家族旅行村の専用水道計画は次のとおりです。

区 分	内 容
計画観光客数	250人/日
給水戸数	12戸
計画一日最大給水量	42.6 m ³
計画一日平均給水量	23.0 m ³
種別	表流水
住所	おおい町名田庄染ヶ谷

(2) 施設の名称及び能力

名称	浄水方法	施設能力 (m ³ /日)
八ヶ峰浄水場	膜ろ過	60.0

3. 水質検査の項目、検査頻度、検査地点

(1) 検査項目、検査頻度

別添表のとおり

(2) 検査地点

浄水については末端給水栓1箇所とし、原水については浄水施設の入り口とします。

4. 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、次の理由により水質基準に適合しない恐れがある時に実施します。

- (1) 水質検査結果が大きく変動したとき
- (2) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (3) 水源に異常があったとき
- (4) 水源付近及び給水区域、その周辺で感染症等が流行しているとき
- (5) 浄水過程に異常があったとき
- (6) その他、必要と認められるとき

5. 水質検査の方法

毎日検査項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により自己検査を行います。その他の検査については、外部委託（厚生労働大臣登録検査機関）するものとし、精度と信頼性を考慮して選定します。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質検査計画

水質検査計画は、おおい町役場 1階の商工観光課にて閲覧できるほか、おおい町のホームページに掲載します。

(2) 水質検査結果

水質検査結果は、おおい町役場 1階の商工観光課にて閲覧できます。

7. その他

(1) 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、水質基準適合判定はもちろんのこと、長期的にはより質の高い水道水の供給を目指して評価していきます。

ア 水質基準適合判定

水質基準は、水道により供給される水が満たすべき水質上の要件であり、いかなる項目についても、その結果が水質基準を超えないよう水質管理に万全を期しますが、水質基準を超える恐れがある場合には直ちに原因究明を行い、水質基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じていきます。

また、検査結果が水質基準を超える恐れはないものの、通常よりも明らかに高い値を示す場合にも直ちに原因究明を行い、必要に応じて対策を講じることとします。

なお、水質検査の結果に異常があると認められる場合には、直ちに再検査を実施するものとします。

イ 長期的評価

管理目標としていくつかの指標項目を定め、検査結果及び評価結果に基づきより質の高い水道水の供給を目指して必要な対策を講じていきます。

(2) 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しについては、検査結果や水源状況等多くの要因を分析したうえで行うものとし、加えて検査の委託先である分析機関や県・近隣市町をはじめとする各種関係機関との協議事項についても反映させるものとします。さらに、利用者の意見・要望等を反映する形で最適な検査計画が策定できるよう努めていきます。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性・安定性を確保し、利用者に信頼される水道水を供給するためには、水質検査において精度と信頼性の保証は極めて重要です。よって、検査の委託先である分析機関の精度管理体制を厳しく審査し、より良い形で水質管理ができるよう努めていきます。なお、分析機関が実施する外部及び内部精度管理は以下のとおりです。

- ・外部精度管理（外部の団体が分析機関に対して行う検査精度のチェック）
厚生労働省が実施するもの〈年1回〉
全国給水衛生検査協会が実施するもの〈年1回〉
- ・内部精度管理（分析機関が内部で自主的に行う検査精度のチェック）
自主検査〈年4回〉

(4) 関係者との連携

ア 県との連携

原水及び水道水の事故が発生した場合は、県管轄機関等と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

イ 水質検査の委託先である分析機関との連携

水質に関する高度な専門知識とノウハウを有する分析機関から得るものは大きく、また非常時に即時対応できるような体制を確立するためにも分析機関との連携は最も重要であるとも言えます。今後とも委託内容や精度管理を十分に精査するとともに、連絡体制を密にしてより良い形で水質管理ができるよう努めていきます。

水質検査項目

	検査項目	標準検査	精密検査	原水検査	クリプトスポリジウムの指 標菌項目検 査	原水のクリ プトスポリジウム 検査	PFOS及び PFOA検査
1	一般細菌	○	○	○			
2	大腸菌	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物		○	○			
4	水銀及びその化合物		○	○			
5	セレン及びその化合物		○	○			
6	鉛及びその化合物		○	○			
7	ヒ素及びその化合物		○	○			
8	六価クロム化合物		○	○			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○			
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	○			
11	フッ素及びその化合物		○	○			
12	ホウ素及びその化合物		○	○			
13	四塩化炭素		○	○			
14	1,4-ジオキサン		○	○			
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○	○			
16	ジクロロメタン		○	○			
17	テトラクロロエチレン		○	○			
18	トリクロロエチレン		○	○			
19	ベンゼン		○	○			
20	塩素酸		○				
21	クロロ酢酸		○				
22	クロロホルム		○				
23	ジクロロ酢酸		○				
24	ジブロモクロロメタン		○				
25	臭素酸		○				
26	総トリハロメタン		○				
27	トリクロロ酢酸		○				
28	ブロモジクロロメタン		○				
29	ブロモホルム		○				
30	ホルムアルデヒド		○				
31	亜鉛及びその化合物		○	○			
32	アルミニウム及びその化合物		○	○			
33	鉄及びその化合物		○	○			
34	銅及びその化合物		○	○			
35	ナトリウム及びその化合物		○	○			
36	マンガン及びその化合物		○	○			
37	塩化物イオン	○	○	○			
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○	○			
39	蒸発残留物		○	○			
40	陰イオン界面活性剤		○	○			
41	ジェオスミン		○	○			
42	2-メチルイソボルネオール		○	○			
43	非イオン界面活性剤		○	○			
44	フェノール類		○	○			
45	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○			
46	pH値	○	○	○			
47	味	○	○				
48	臭気	○	○	○			
49	色度	○	○	○			
50	濁度	○	○	○			
51	亜硝酸態窒素		○	○			
52	大腸菌(E.Coli)				○		
53	嫌気性芽胞菌				○		
54	クリプトスポリジウム					○	
55	ジアルジア					○	
56	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)						○
		9	51	39	2	2	1